

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

(R4年度)

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

事業者名 札幌市交通局

代表者名 交通事業管理者 交通局長 中田 雅幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
街路拡幅区間の停留場 (バリアフリー化)	<ul style="list-style-type: none"> 街路拡幅事業区間など道路幅員が大きい区間では、停留場の幅を広くするとともに、乗降場の嵩上げ等を行う。 (停留場の拡幅・嵩上げ・スロープ設置・上屋改修・設備改修) → 整備後は公共交通移動等円滑化基準を満たす。 	<ul style="list-style-type: none"> 「東本願寺前」内回りの停留場において、街路拡幅区間における停留場の整備を行った。(バリアフリー化)
街路拡幅の予定のない停留場 (狭幅員新設)	<ul style="list-style-type: none"> 将来的にも拡幅の予定がなく、道路幅員が小さい区間では、停留場の幅はそのまま、乗降場の嵩上げ等を行う。 (嵩上げ・スロープ設置・上屋改修・設備改修) → 整備後も公共交通移動等円滑化基準を満たさない。 	
街路拡幅予定区間の停留場 (暫定整備)	<ul style="list-style-type: none"> 将来的には道路を拡幅する計画であるが、当面は現在のままの道路幅の区間では、停留場の幅はそのまま、乗降場の嵩上げ等を行う。 (嵩上げ・スロープ設置・上屋補強) → 将来的に街路拡幅事業等により道路幅員が確保された際には停留場再整備により公共交通移動等円滑化基準を満たす。 	

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
回答対象外		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
回答対象外		

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
回答対象外		

--	--	--

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

回答対象外

- (3) 報告書の公表方法

札幌市交通局ホームページに記載

- (4) その他

・札幌市交通事業経営計画【令和元～10年度(2019～2028年度)】に基づき、実施する事業。

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（R4年度）

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

事業者名 札幌市交通局

代表者名 交通事業管理者 交通局長 中田 雅幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	